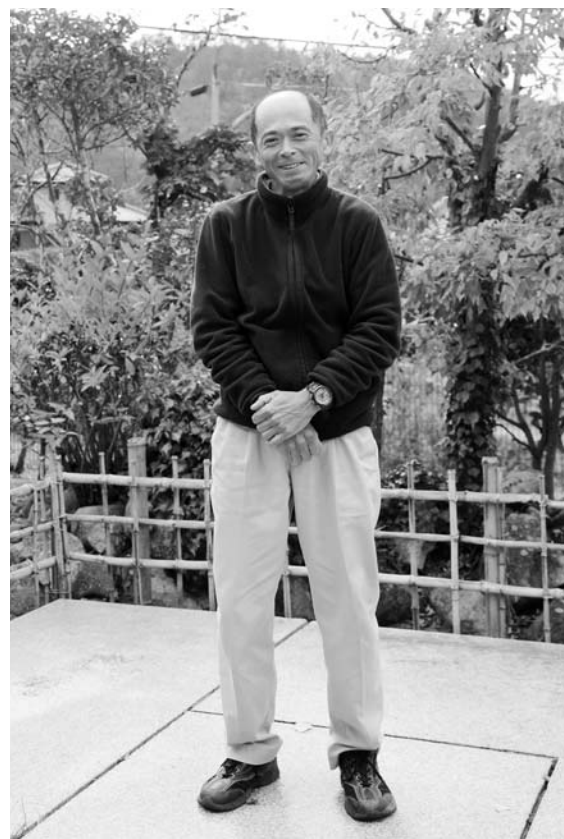


地域に根を張り、 支えていきます

佐伯・玖島地区の地域支援員に上田さん

今、玖島に存在するものの
地域の価値を再発見し、
皆さんの活動を支えていきます



地域支援員（玖島地区担当）
うえた・はるひこ
上田 晴彦さん
(50歳・玖島檜原)

地域支援員

人口の流出などにより、人口減少が著しい過疎地域などに派遣。任期は3年で、地域のニーズを拾い上げ、課題解決や維持・活性化に向け活動している。

Profile

高知県出身。高知県立高校の教諭として勤務。平成6年、青年海外協力隊としてモルディブ共和国に理数科教師として派遣。11月から、玖島地区の地域支援員として玖島市民センターを拠点に活動。

「穏やかで空がとても広いという印象を受けました」。そう玖島地区の印象を語るのは上田晴彦さん。

少子高齢化の進む佐伯・玖島地区で地域支援員として玖島市民センターを拠点に11月から活動。地域行事や地区コミュニティの支援活動、生活支援などを行い、地域を支える。

支援員の任期は最長3年。高知県に住んでいた上田さんはこれを機に、玖島に移り住んだ。高知県の高校で化学の教師として勤務していた上田さん。青年海外協力隊としてモルディブ共和国でも教鞭をとった経験の持ち主だ。

また平成10年からは、国立室戸少年自然の家で子どもたちに自然活動体験を指導してきた。「自然と触れ合っている子どもは生き生きとしています。教科の勉強はもちろん大事ですが、自然の中で体を使って学ぶことも同じように大事だと思っています」と、上田さんは強調する。

「食料とエネルギーの自給、そして環境の保全がこれからの社会の課題です。その解消には、都市部以外の生活を守ることが重要です」と応募の動機を話す。「山があり、川がある玖島地

区。遊べるところが多いと感じています。将来的には、それらの自然を生かして川下りや沢登りなどの子どもたちが遊びながら自然を体験できるような催しも考えていきたいですね」。

「玖島地区は、コミュニティ組織がしっかりしていると感じています。すでに多くの方々が、この地区の将来のことを考え、それぞれの活動をされています。その方々のバックアップをしていきたいと思っています」。

「少しずつ玖島のことを勉強していきます。大峰山にもさっそく登り、その景色の素晴らしさに感動したという。広大な玖島地区。少子高齢化で人口の少なくなった集落も多い。「住民の方から、『寂しくなった』という声もお聞きしました。目立つことはできなくても、地域住民の方の日常生活に寄り添うことができればと考えています」。

現在、吉和地域に1人、佐伯地域に3人となった地域支援員。「他の支援員の方と協力して、広がりがあり、継続性のある活動を行っていききたいです」。

農業にも興味があるという上田さん。「地域に根を下ろし、地域が輝くお手伝いをしていきたいです」と話してくれた。

高額療養費の自己負担限度額が変わります

問合せ 保険課 ☎9159

廿日市市の国民健康保険に加入している70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が変更となります。平成27年1月の診療分から次の表のとおり区分が変更されます。現在、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」

を持っていない人には12月下旬に来年7月まで有効の新しい認定証を郵送します。なお、来年8月以降の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、年度更新となるため申請が必要です。

区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	国保加入者の旧ただし書き所得(※1)の合計が600万円超	150,000円+(医療費総額-500,000円)×1% 83,400円(※2)
B 一般	国保加入者の旧ただし書き所得(※1)の合計が600万円以下	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 44,400円(※2)
C 市民税非課税	同一世帯の世帯主と国保加入者が市民税非課税	35,400円 24,600円(※2)

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	国保加入者の旧ただし書き所得(※1)の合計が901万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% 140,100円(※2)
イ	国保加入者の旧ただし書き所得(※1)の合計が600万円超901万円以下	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% 93,000円(※2)
ウ	国保加入者の旧ただし書き所得(※1)の合計が210万円超600万円以下	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 44,400円(※2)
エ	国保加入者の旧ただし書き所得(※1)の合計が210万円以下	57,600円 44,400円(※2)
オ	同一世帯の世帯主と国保加入者が市民税非課税	35,400円 24,600円(※2)

※1 旧ただし書き所得=総所得金額等-基礎控除(33万円)
総所得金額等とは前年の総所得金額と山林所得、株式配当所得、譲渡所得金額などの合計。ただし、退職所得は含まず、雑損失の繰越控除は控除しません
※2 過去12カ月の間で4回以上入院・外来治療に関する高額療養費を受けた場合(限度額適用認定証が適用された場合を含む)の4回目以降の自己負担限度額
○所得を申告していない場合(未申告)は、「ア」として区分します

事業系一般廃棄物処分 手数料の改定

問合せ 廃棄物対策課 ☎9133

事業系一般廃棄物手数料

現行	改定後
105円 / 10kg までごと	150円 / 10kg までごと

改定時期 平成27年1月1日(例)
※平成27年1月搬入分から適用

受益者負担の適正化を図り、「事業系ごみ」の一層の減量やリサイクルを推進するため、事業系一般廃棄物処分手数料を平成27年1月1日から「105円/10kgまでごと」を「150円/10kgまでごと」に改定します。事業系一般廃棄物の収集・運搬・処理を委託している場合は、契約内容について委託事業者にご相談してください。

農林業センサス・工業統計調査が 実施されます

問合せ 広報統計課 ☎9122

2015年農林業センサスが実施されます

平成27年2月1日現在で、全国一斉に「2015年農林業センサス」を実施します。この調査は、農林業の国勢調査といわれ、今後の農林業の政策に役立てるための大切な調査です。農林業を営んでいる皆さんには、12月中旬から調査員が伺いますので、回答にご協力をお願いします。なお、調査内容は統計作成の目的以外に使用することはありません。

調査期間

12月中旬～平成27年2月
調査対象 農家や林家、会社や営農集落などの農林業経営体
調査内容 経営の状態、世帯の状況、労働力、耕地、農産物、山林、素材生産など

※調査員は、顔写真を貼付した調査員証を携帯しています

工業統計調査が実施されます

12月31日現在で、工業統計調査を実施します。この調査は全国の製造業事業所を対象とし、工業の実態を明らかにするために毎年行っているものです。12月以降、各事業所へ調査員が伺いますのでご協力をお願いします。